

○函館工業高等専門学校の保有する個人情報の管理等に関する規程

平成29年7月10日

函高専達第69号

函館工業高等専門学校の保有する個人情報の管理等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第65号。以下「管理規則」という。）並びに独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（平成17年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第66号。以下「取扱規則」という。）及びその他関係法令、諸規則に定めるもののほか、函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）における本校の保有する個人情報の管理等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、「個人情報」とは、管理規則第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- 2 この規程において、「保有個人情報」とは、管理規則第2条第2項に規定する保有個人情報をいう。
 - 3 この規程において、「特定個人情報」とは、管理規則第2条第5項に規定する特定個人情報をいう。
 - 4 この規程において、「学科等」とは、各学科、各系、専攻科、図書館、グローバルセンター、地域共同テクノセンター、キャリアセンター、学術情報教育センター及び総合学生支援センターをいう。
 - 5 この規程において、「各課等」とは、総務課、学生課及び技術教育支援センターをいう。

(保護管理体制)

第3条 本校における保有個人情報を適切に管理するため、本校に管理規則第5条に規定する総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）、管理規則第6条に規定する保護管理者（以下「保護管理者」という。）、管理規則第7条に規定する保護担当者（以下「保護担当者」という。）及び管理規則第7条の2に規定する特定個人情報取扱担当者（以下「特定個人情報取扱担当者」という。）を置く。

(総括保護管理者)

第4条 総括保護管理者は、校長をもって充て、本校における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第5条 保護管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 学科長，一般系長
- 二 専攻科長
- 三 図書館長
- 四 グローバルセンター長
- 五 地域共同テクノセンター長
- 六 キャリアセンター長
- 七 学術情報教育センター長
- 八 総合学生支援センター長
- 九 技術教育支援センター長
- 十 総務課長
- 十一 学生課長

2 保護管理者は、学科等及び各課等の保有個人情報に関し、次に掲げる業務を行う。

- 一 保有個人情報の取り扱いに関すること。
- 二 情報システムにおける安全の確保等に関すること。
- 三 保有個人情報の安全確保上の問題への対応に関すること。
- 四 保有個人情報の点検に関すること。

(保護担当者)

第6条 保護担当者は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 学科等 学科等の長が指名する者
- 二 技術教育支援センター 副センター長
- 三 総務課 総務係長及び経理係長
- 四 学生課 教務係長

2 保護担当者は、保護管理者の業務を補佐し、学科等及び各課等における保有個人情報の管理に関する事務を処理する。

(特定個人情報取扱担当者)

第7条 特定個人情報取扱担当者は、総務課長が指名する者をもって充てる。

2 特定個人情報取扱担当者は、保護管理者から指定された役割並びに範囲内で番号法第2条第5項に規定する個人番号及び特定個人情報に関する業務を行う。

(教職員の責務)

第8条 保有個人情報を取り扱う教職員は、法の趣旨に則り、関連する法令等の定め並びに第4条から第6条に規定する総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(個人情報相談窓口)

第9条 本校に、取扱規則第2条第2項並びに第18条第2項に規定する窓口として、個人情報相談窓口を設置するものとする。

2 個人情報相談窓口は、総務課総務係に置く。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本校の保有する個人情報の適切な管理等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則(平成29年7月10日函高専達第69号)

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月22日函高専達第6号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。